

2024年4月2日

2024年度 応募者資料

公益財団法人亀井記念財団

年間総収入額及び所得証明書類について

I 年間総収入額と所得証明

当財団で把握したい年間総収入額は、同居家族全員分（別居している扶養家族を含む）の2024年1月～12月の一年分です。（扶養をしていない独立生計の祖父母も同居している場合は家族に含めますので家族構成の欄に記入して下さい。）

しかし、2024年分の収入を把握する事が非常に困難なため、会社勤めや事業者は前年（2023年）と同じ会社に勤めて同じ給料を受ける、同じ事業を行い同じ収入を得ると仮定し、前年分（2023年分）の「源泉徴収票」や所得の「確定申告書」の所得証明を求めています。

そこで、所得者の状況が前年と異なる場合（生活保護世帯、死亡した、失業した、定年退職した、事業を廃業した、前年途中又は今年から働いた、今年から事業を開始した等）は、2024年の一年分の収入を予測して記入することになります。

よって、年間総収入額の金額及びその収入を証明する各添付書類、または、他に特別な控除を受ける場合の証明となる各添付書類については下記の点にご留意下さい。

1 収入を証明する各添付書類 [所得の種類及び年間総収入額（万円単位：千円以下切捨）]

(1) 給与・賃金等所得の人

① 2023年1月1日以前より同じ会社に勤務している場合

・2023年分（令和5年分）給与所得者の源泉徴収票のコピーを添付

所得の種類は「給与」、年間総収入額は源泉徴収票の支払金額を記入。

② 2023年1月2日以降に就職または転職した場合

・就職した場合

新勤務先からの年収見込証明書、または直近3ヶ月分の給与明細書のコピーを添付

（年間総収入額は平均給与支給総額×1月～12月までの勤務予定月数）

・転職した場合

前勤務先の退職までの源泉徴収票のコピーと新勤務先の年収見込証明書、または直近3ヶ月分の給与明細書のコピーを添付

（年間総収入額は前勤務先と新勤務先の合計）

③ 失業した人で雇用保険基本手当（失業給付）を受給している（見込含む）場合

・雇用保険受給資格者証のコピーを添付（今年退職の場合は源泉徴収票のコピーも）

（所得の種類は「失業手当」、年間総収入額は基本手当日額×今年の給付日数）

(2) 自営業（商店・農業等）及び保険外交員等の所得の人

① 2023年1月1日以前より同じ業務形態の場合

・2023年分（令和5年分）確定申告書の第一表と第二表（控）または、2024年度（令和6年度）市町村民税・県民税申告書のコピーを添付。また、確定申告を電子申告で行った場合は、確定申告書のコピーの他に受信通知（メール詳細画面）等も添付（所得の種類は「事業」、年間総収入額は確定申告書の収入金額等の事業合計を記入）

② 2023年1月2日以降に開業又は廃業した場合

・税務署への「事業開業・廃業届出書」のコピーを添付

（今年の収入金額を予想して年間総収入額に記入）

(3) 年金（遺族年金や障害年金含む）を受けている人

・2023年分（令和5年分）公的年金等源泉徴収票または年金額改定通知書、年金証書等のコピー

（所得の種類は「年金」、年間総収入額は源泉徴収票の支払金額を記入）

(4) 生活保護を受けている人

・生活保護決定（改定）通知書のコピー（2023年1月～現在まで）を全部添付

（所得の種類は「生活保護」、年間総収入額は合計平均金額×今年該当予定月数）

(5) 各種手当（児童扶養手当・特別児童扶養手当等）を受給している人

・受給金額のある通知書、受給証明書等のコピーを添付（紛失の場合は通帳のコピー）

（年間総収入額は月額×今年該当月数）

(6) 上記以外で養育費等の収入がある場合は収入額に記入して下さい。（証明書不要）

2 特別な控除を受けるための証明書類（該当する場合のみ提出）

(1) 障がい者（1級～3級）や要介護者（3以上）がいる世帯

・障がい者手帳、介護保険証のコピーを添付

(2) 主に家計を支えている者が別居（単身赴任）している世帯（自己都合の別居を除く）

・単身赴任を証明する会社からの証明書、または別居者の氏名と住所のある水道光熱費等の領収書のコピーを添付

※注意事項

市町村発行の課税証明書及び非課税証明書は所得証明としては使用できません。

源泉徴収票か確定申告書のコピーを添付して下さい。

以上